

選定保存技術（漆工品修理）保持者として認定された 松本達弥氏が市長を表敬訪問

令和6年7月19日(金)に開催された国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、松戸市在住で松本 達弥氏がこの度、選定保存技術（漆工品修理）保持者に認定され、令和6年12月2日（月）に認定書の交付を受けました。

つきましては、12月10日（火）に同認定書交付の報告のため、市長を表敬訪問しますので、お知らせします。

●表敬訪問

日 時 令和6年12月10日（火）16時から

場 所 松戸市役所新館5階 市長室

訪 問 者 松本 達弥（まつもと たつや）氏

※詳しいプロフィールは次ページに記載

内 容 選定保存技術保持者認定書交付の報告、懇談、記念撮影など

●選定保存技術とは

文化財保護法で定めている、文化財保護のために欠くことのできない伝統的な技術または技能である「文化財の保護技術」のうち、保存の措置を講ずる必要があるものを「選定保存技術」として認定し、その保持者や保存団体を認定する制度。制度の目的は、文化財を支え、その存続を左右する重要な技術を保護することで、技術の向上、技術者確保のための伝承者養成とともに、技術の記録作成などを行う。

昭和50年（1975年）、文化財保護法が大幅に改正され創設された。

●松本 達弥氏 プロフィール

(略 歴)

昭和 6 0 年	香川漆芸研究所終了
昭和 6 1 年	重要無形文化財「彫漆」保持者・音丸耕堂らに指導を受ける
平成 9 年	目白漆芸文化財研究所にて漆工品修理に従事
平成 1 8 年	個人事業主として漆工品修理に従事
令和 元年	東京藝術大学大学院にて非常勤講師として漆工品修理を指導

松本氏は、各時代の漆工技法に対する豊富な知見を持ち、その理解の上に漆工品修理を実施されており、とりわけ彫漆など中国より伝来した技法に精通されています。

また、海外でのワークショップの講師を務めておられるほか、東京藝術大学大学院の非常勤講師として漆工品修理を指導するなど、漆工品修理の伝承者養成及び国内外における修理技術者の指導にも積極的に取り組んでおられます。

そのほか、東日本大震災や沖縄県那覇市首里城跡火災で被災した漆工品修理の技術指導を行うなど、文化財修理に大きな貢献をされています。

(実 績)

重要文化財 かつ こ さい か も み じ が ず み つ だ え び ょ う ぶ 羯鼓催花紅葉賀図密陀絵屏風の修理

重要文化財 す み の え ま き え す ず り ば こ 住之江蒔絵硯箱の修理

【本件に関する問い合わせ先】

〒270-2252 千葉県松戸市千駄堀671番地

松戸市生涯学習部文化財保存活用課

☎047-382-5570 FAX047-384-8194

✉ mcbunkazai@city.matsudo.chiba.jp